

請求人各位

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
箕面市監査委員 田 中 真由美

箕面市住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき請求人 2 名から 2023 年 6 月 30 日付け「箕面市職員措置請求書」（以下「職員措置請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和 5 年度第 5 号事案）について、監査した結果を同条第 5 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 請求人

（2 名の住所・氏名 略）

第 2 請求の要旨、請求の詳細及び事実証明書

1 請求の要旨

職員措置請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。

なお、他の表現と統一感を持たせるよう「ですます調」を「である調」に変更するなど、原文に形式的な変更を加えている。（以下同じ。）

みどりまちづくり部道路整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業」を策定し、令和 4 年度工事を去る 4 月 24 日より実施しているが、その事業計画策定過程において、予算承認されたものと異なる内容に変更する裁量権の逸脱、及び変更後の管理設方式の安全性、信頼性の立証およびその根拠は一度も示されず、虚偽及び作為的な情報隠蔽および操作による文書の配布・広報誌への記載をもって市民へは説明済みとし、更に工事に関するスケジュール、工事期間

中の環境・安全対策等を沿道住民に何ら開示、説明することなく、強引に、不当に現場工事を始めている。

管理設方式の安全性・信頼性が市当局より立証され、第三者等により検証されない限り、管理設工事は着工すべきではない。管理設工事を一時的に停止しても洪水災害の危険性は現状より増大することは無く、工事を強行すれば、逆に市民が災害の危険性に現状より高い確率で晒されてしまう。市民の生活安全の確保が市政の最大の義務であることを考えれば、管理設工事の安全性・信頼性が立証され、検証されるまで暫定的に工事を停止することは理にかなっていると言える。

更には、変更した工法についての安全性、信頼性の根拠の開示・説明責任が果たされないが為に、安全性に疑問を感じた多数の市民からの説明要請を正当な理由なく拒絶し、市民参加条例に違反する不法な姿勢を市当局は示している。

従ってこのように不法、不正な事業に市民の税金を投入することは納税者である市民として認められない。下記 1.1 から 1.2 の措置をとって頂きたく本措置請求書を提出する。

- 1.1 市道箕面今宮線の道路安全対策事業（以下「本件事業」という。） 道路安全対策工事 No. 1（以下「本件道路安全対策工事」という。）の中止、公金支出の中止
- 1.2 同上、本件道路安全対策工事の暫定的工事停止勧告（管理設工事（以下「本件管理設工事」という。）の停止）

2 請求の詳細内容

職員措置請求書に記載された請求の要旨以外で主張する内容、及び、職員措置請求書に添付された「箕面市長に対する措置請求の詳細」の内容については、概ね次のとおりである。なお、請求の要旨と内容が近似しているものは割愛した。

(1) 裁量権の逸脱濫用の基準

- ・箕面市長は、本件管理設工事の実施にあたり、法令の基準を遵守し、安全かつ適切な工事をしなければならない。具体的には、重大な事実の基礎を欠く場合又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合、裁量権の逸脱濫用として違法となる（最高裁平成18年11月2日第一小法廷判決）。

(2) 安全性に関する証拠資料の偏在による市の主張、立証責任

- ・本件管理設工事の安全性に関する資料の殆どは、市が保有しており、管理設方式の採用の安全性基準や他の工法との比較、第三者機関による安全性の調査、

検証等、本件管理設工事に不合理な点がないことを市が相当の根拠、資料に基づき主張・立証することを要する。そして、市の側で主張、立証が尽くされない場合には、本件管理設工事を採用した判断に不合理な点があることが事実上推認される（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決）。

(3) 水路の暗渠化方式の変更における裁量権の逸脱・濫用、不当な検討による安全性の低下

- ・普通河川「オヶ原川」は法定外公共物である。法定外公共物の改修等の際は、適用する基準は自治体で決定できることになっている。一方、河川法においても普通河川の維持管理及び設備等に適用する基準類は各自治体に委ねられているが、河川として、河川法、その関連基準に基づくべきところを、道路法の基準を適用する権限までは市長に委ねられていない。
- ・本件管理設工事で使用するポリエチレン管の水路断面積は、既存のオヶ原川の開放方式水路よりはるかに小さく、雨水の流下能力ははるかに劣っているので、豪雨時のオヶ原川の流下能力の余力（余裕）が消失してしまい、地域の洪水災害に対する安全性低下のリスクが増大すると予見される。

(4) 水路暗渠化方式の変更に関する説明に虚偽が有り、安全性、信頼性立証の説明義務違反

- ・管理設による暗渠方式への変更により安全性、信頼性が立証、検証されていないにも拘わらず情報操作により、今回の管理設が現状より安全性は損なわれなような記述をする不正、虚偽の説明をしている。
- ・具体的には、河川台帳には「オヶ原川」と記載され、2014年バイパス工事後の市ホームページ資料にも「オヶ原川」とあるにもかかわらず、近隣住民に約1,800枚配布した2023年1月27日付け工事着手のお知らせ（甲資料7）では「市街地を縫うように流れる水路（旧）オヶ原川」と（旧）をつけて記載している。あたかもオヶ原川は無くなり、当該水路は川の役目を果たしていない道路付属物の側溝かのように情報操作している。
- ・「水路の断面積は小さくなりますが、工事区間の前後と同程度の大きさを確保しており、最大降雨量の雨水を流すことができ、同程度の雨が降っても溢れることはありません」、「今回の整備で埋設する管は1時間当たり107ミリの雨が降っても溢れないものになります」と、何ら根拠を示さず、埋設された管から溢れて周辺の洪水災害は引き起こさないとと思われる記述をしている。
- ・市長およびみどりまちづくり部長は、令和5年3月議会で、反対者および工法変更に関する安全性に関する説明を求める要請があることを隠蔽し、作為的な虚偽の答弁を繰り返し、情報操作を行い、自らの裁量による工事着工の正当性

を答弁している。

- ・同じく、「説明会の開催はしません、個別には対応します」と詭弁を駆使し、納税者への説明義務を果たすことを積極的に否定している。
- ・市ホームページの広報・広聴に掲載されている「出前説明会」は、市民の会場費用負担で行うものである。管理設方式の安全性の説明を求める開催要請をみどりまちづくり部は「既に事業内容の説明を果たした」として、開催の要請を受け付けなかった。

(5) 水路の暗渠化方式への変更事実の作為的な隠蔽

- ・令和4年12月議会、建水委の開催に先立ち、「議員からの水路暗渠化方式の照会・確認に対し、管理設方式への変更を作為的に隠ぺいし、議員へは変更なしと報告」、また、建水委員会でも市当局から暗渠化方式変更の理由の背景、詳細、安全性・信頼性の確証、防災への影響等の具体的な説明は成されていない。なお、管理設方式への変更は11月25日に当局の決済は完了しているので、作為的に議員へ方式変更の事実を隠蔽したと見做せる。
- ・市民からの管方式への変更理由、安全性、信頼性、洪水災害等に関する公開質問（令和4年12月12日付提出）への回答を作為的に約5か月間遅延させ、工事着工後の4月26日付で回答されているが、質問の主要部分については回答せず、5月30日に文書にて再度照会されている。しかし、口頭での要請時から2か月間経過しているが回答は成されていない。

(6) 議員、市民からの意見、要請を無視する裁量権の濫用、不正な行為

- ・議会で市民を代表する議員から真摯な意見を無視して、不当な事業を計画、推進することは裁量権の濫用、民主主義の根幹を揺るがす行為となるものと言える。具体的には、

○令和3年6月議会（建水委）：

「急いで水路の暗渠化をする前に、当該市道を3か月、6か月、そういう一定の期間、じっくりと現状調査をして、改善箇所と優先順位を決定すべし、具体ヒヤリ・ハットが多発している如意谷1丁目交差点周辺の改善」との議員の提言

○令和4年9月議会：

「説明会等での住民に丁寧な説明を要望する」との議員からの強い要請

○令和5年3月議会

「多面的、長期的、根本的に考察され、優先順位を見直されたらどうでしょうか。具体的には、速度規制であるとか信号機の点滅時間とかに着目するとか、横断歩道の増設など。当該市道の過去の交通事故発生マップによると、

交通事故が発生した危険箇所の事実から改善箇所というのは、一目瞭然で、どちらの区間から改善するべきですか明白です」と議員の提言

○令和5年3月議会

「工事着工せず、オヶ原川の蓋かけから管路への工法変更についての説明が不十分です。説明会などを開催し、住民の皆さんとの話し合いを継続していくべき」と議員及び会派からの意見

「管路埋設方式の疑問のある信頼性、説明不足からくる多数の署名による不信感の表明です。事業の一時停止、市民との話し合いを」との議員の提案

- ・市民からの意見書、要望書（合計約1,500名にのぼる署名）を無視し、納税者への税金の使い道を説明する「説明義務・責任」を果たしていない、果たそうとする意志が見られない現状である。

(7) 河川管理上の施設の運用を作為的に変更し、洪水災害リスクを増加

- ・当初の設計段階では、管路方式は現状の開放式水路より流下能力が低いので、検討対象から除外されていた。
- ・その後、2023年11月には管理設方式への変更が決定され、議会説明、広報誌・チラシでの記載には「管理設方式を再度、検討した結果、必要な流下能力があることが分かったので変更した」としている。
- ・しかし、埋設予定の「ポリエチレン管」の低い流下能力（現状の開放式の水路・河道より約1/2程度とはるかに断面積が小さい）に数字上、辻褄が合うように、雨水バイパスの分岐部での運用（オヶ原川樋門の開閉等）を変更し、オヶ原川へ流す流量をポリエチレン管の流下能力を超えないように樋門の開度を絞り流出量を制限している。そうすると、時間15から20ミリ程度の降雨量でも山地から流れてくる雨水（オヶ原川源流）は雨水バイパス管の方へ流れることになり、バイパス管の呑込口の閉塞にともなう洪水災害のリスクを増大させている。現実に20ミリ程度の降雨量で部分閉塞した実績が煩雑に有る。

(8) 社会資本整備交付金の申請における虚偽

- ・交付金申請にあたり、沿道住民の事業に対する反対の異議がある中、住民の積極的な「まちづくり」への機運、協力態勢があるかの様な虚偽の申請をし、交付を受ける不当な行為と言える。

(9) 条例上の説明義務違反

- ・箕面市まちづくり理念条例4条1項は、「市長は、市民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする」と規定する。また、箕面市市民参加条例4条は、「市長は、市民自らがまちづく

りについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑にするため行政情報の公開に努めなければならない」と規定する。

- ・これらの条例の趣旨は、市民がまちづくりに参加するに当たり、市の政策の適法性、妥当性を判断するに足りる十分な説明及び資料の開示を要する点にある。特に、本件管理設工事の実施区間周辺は、平成26年ゲリラ豪雨水害の被害にあった地域であり、本件管理設工事に関する安全性についても人一倍関心が高い地域である。市職員が、事前の連絡もなしに突然自宅を訪れるという個別式訪問方式では、他の近隣住民の意見・意向を伺い知ることができず、円滑な近隣関係が破壊されるおそれがある。また、オヶ原川水路は地域住民にとって親しみのある存在であり、地域住民一体となって本件管理設工事の妥当性を市当局と意見交換する貴重な機会である説明会の実施が必須である。
- ・特に、本件管理設工事は、災害時に市民の生命・身体・財産を危険にさらすおそれがあり、説明会を開催しない、又は、説明義務を果たさないといった手続の違法は、説明義務を定めた条例の趣旨を没却する重大な手続違反である。

(10) 暫定的停止勧告の求めについて

次の①②③の要件を満たすため、本件管理設工事による歩道整備（以下(10)において「本件工事」という。）の暫定的停止勧告を求めるべきである。

①違法相当理由について

本件工事の不合理性は明らかであり、説明会を開催しない又は説明義務に違反するという重大な手続違反もある。

特に、本件工事の安全性について、いかなる基準によって安全と言えるのか、第三者機関による安全性の検証がなされているのか、当該基準の妥当性や、今後の管理設方式の管理について、何ら市から説明がないため、本件工事の不合理性を疑わざるを得ない状況といえる。

また、市の担当職員が本件工事の設計をコンサルタントに任せきりであり、シミュレーションソフト等を用いて、当該設計数値の妥当性を検証した形跡すらもないことも本件工事の不合理性の一因でもある。本件工事の安全性が明らかなのであれば、市が本件工事に関する技術水準に基づいた、客観的な根拠を開示して、具体的に説明すべきである。そうでなければ、周辺住民は、雨が降る度に、管理設方式となった場合の災害リスクに脅えながら市民生活を送らなければならない。

住民の生命・身体・財産の安全については、強い保護が与えられるべきであり、違法相当理由が認められる場合、慎重に本件工事の実施について判断すべき要請が働く。

したがって、本件工事に違法相当事由が存在するといえる。

②緊急の必要性について

本件工事の実施によって、本件工事実施区間及び周辺地域の生命・身体・安全が脅かされるおそれがある。特に、梅雨時期から10月頃の台風シーズンは、異常気象による災害のリスクが年々高まっており、平成26年水害の規模の災害が起こる可能性が高い。本件指針が、現在の開放式水路の雨量流下機能・能力の保持が、災害の再発防止に有効との判断がなされている以上、安易に水路を流下能力の低い管理設方式に変更すべきではない。本件工事が強行的に実施されると、事後的に開放式水路に復元することは、ほぼ困難となる。

したがって、本件工事を停止すべき、緊急の必要性が認められる。

③公共福祉阻害性の不存在について

本件工事をこのまま強行実施するよりも、一度中止した方が、周辺住民の生命・身体・財産の安全に適う。安全性の確認がなされてから、本件工事を実施しても支障はない。そして、他に公共の福祉を著しく阻害するおそれはない。

3 事実証明書

職員措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。なお、請求人から提出された証拠書類等は「甲資料」とし、提出時に請求人が付番したものと同様の番号を付した。（*部分は当方が付したコメントである。以下同じ。）

- (1) 甲資料1：本件道路安全対策工事 建設工事請負契約書
- (2) 甲資料2：本件事業に関する経緯（一覧表）
*市の動きと住民の動きの対比
- (3) 甲資料3：本件事業に伴う事業説明会資料（令和4年）
- (4) 甲資料4：本件事業整備関係 会議結果報告書 令和4年11月25日付け
*水路暗渠化の工法変更の了承
- (5) 甲資料5：箕面今宮線道路安全対策事業設計業務委託 設計報告書（抜粋 3-9 排水設計）
- (6) 甲資料6：箕面市事務連絡文書「安全対策事業について（お知らせ）」 令和4年12月1日付け
*令和4年度施工期間の沿道住民各位宛て
- (7) 甲資料7：箕面市事務連絡文書「安全対策工事 No. 1 の工事着手について（お知らせ）」 令和5年1月27日付け
*ご近隣にお住まいの皆様宛て
- (8) 甲資料8：市ホームページ「命のパスポートシリーズ50、ゲリラ豪雨に備えて」2015年
- (9) 甲資料9：箕面市議会議事録 令和4年12月建設水道常任委員会議事録 令

和4年12月6日

- (10) 甲資料 10：箕面市議会議事録 令和5年3月定例議会議事録
- (11) 甲資料 11：安全対策事業における説明責任及び市民安全について要望書 令和5年1月25日付け
- (12) 甲資料 12：安全対策事業について「署名簿の追加提出」(事業の中止・見直し要請の要望書) 令和4年12月2日付け
- (13) 甲資料 13：安全対策事業の工法変更に関する「出前説明会」開催要請への市の回答 令和5年5月29日付け
- (14) 甲資料 14：安全対策事業について「暗渠化方式変更について(公開質問その3、回答、照会)
*令和4年12月12日付け質問→令和5年4月26日付け回答→5月30日付け照会
- (15) 甲資料 15：雨水バイパスの設計条件、運用及び閉塞状況について 面談録及び資料 令和5年5月22日及び26日
- (16) 甲資料 16：箕面市河川位置図(水防整備指針策定業務委託コンサル資料より抜粋)
- (17) 甲資料 17：「オヶ原川」流域概要図及び写真

第3 請求の受理

本件請求について要件審査した結果、受付日である令和5年6月30日付けで受理することとし、請求人に対して7月5日付けで通知した。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づく意見陳述の聴取を行うこと、聴取日までの間、証拠を提出できることを併せて通知した。

第4 監査の実施

1 暫定的停止勧告について

職員措置請求書によると、本件事業として行っている本件道路安全対策工事、特にそのうちの本件管理設工事の暫定的停止勧告を求めていた。地方自治法第242条第4項の規定によると、①当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があること、②当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること、③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないこと、の3つの要件を全て満たした場合に勧告することができることとされている。本件管理設工事を担当するみどりまちづくり部道路整備室に本件管理設工事の着手日を確認したところ7月18日であった。その前に監査委員が合議したところ、本件管理設工事が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとまで

は言えないので、本件管理設工事の暫定的停止勧告を行わないこととした。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員からの意見陳述の聴取

市長に対し、職員措置請求書を送付し、職員措置請求書に対する意見書（証拠等関係書類を含む。）の提出を求め、関係職員の意見陳述の聴取を行うことを通知したところ、令和5年7月13日付け「住民監査請求の意見書の提出について（回答）」をもって箕面市みどりまちづくり部道路整備室作成の「住民監査請求にかかる意見書」（以下「市意見書」という。）及び資料が提出され、同月14日に関係職員の意見陳述の聴取を行った。地方自治法第242条第8項の規定に基づく立ち会いについては、当該意見陳述の聴取に当たり、あらかじめ請求人2名に対して立ち会いすることができる旨を伝えたところ、請求人2名のうち1名が希望したので、これを認めた。

3 市意見書の内容

市意見書に記載された要旨は、次のとおりである。

なお、市意見書に添付された資料は「市意見書資料」とし、提出時に市長が付番したものと同様の番号を付した。

(1) 事実関係の整理

水路の暗渠化工法を管理設に変更した事実関係については、次のとおりである。

①水路の暗渠化工法を管理設に変更した理由

- ・当初は現状の水路の有効断面を確保できる工法として水路に蓋をかける桁式工法を計画していた。
- ・その場合、桁を受ける下部工が民地側の水路護岸と一体化する必要性があり、民地の承諾が必須となっていた。
- ・当該事業については、賛否の意見がある中で事業を円滑に推進するため、民地側の水路護岸と下部工の一体化に対する承諾を得ることなく暗渠化を進められ、また、交通規制や工事期間がより短い期間で済み、工事費も安価となる工法として、新たに管形式に変更する検討を進め、当該区間においては高耐圧ポリエチレン管の内径900mmで安全性を確認できたため、管理設工法に変更したものの。

②管理設の検討について

- ・管理設の検討については、専門のコンサルタントに委託して、構造検討を実施した。

- ・構造検討においては、桁式工法を検討した内容と同条件とし、暗渠化に変更しても「箕面市水防整備指針」既往最大流量（1時間当たり107ミリ）の降雨量にも耐えうることを可能かを検討した。
- ・令和4年11月に構造検討の報告書（市意見書資料1）が市に提出され、市は安全性を確認し、同月25日に工法を変更することとした。

市意見書資料1：「箕面市今宮線道路安全対策事業に伴う構造検討 報告書」
（令和4年11月 箕面市）

③市民への説明について

- ・令和4年12月1日～8日 令和4年度工事区間の13戸を訪問し、在宅の場合は対面で説明を行い、不在の場合は説明資料（市意見書資料2）を投函

市意見書資料2：令和4年12月1日付け箕面市みどりまちづくり部道路整備室長から令和4年度施工区間の沿道住民各位宛て「箕面今宮線道路安全対策（歩道整備）事業について（お知らせ）」
*甲資料6と同じ

- ・令和5年1月26日～28日 令和4年度、令和5年度施工区間の水路沿道住民の方29戸の住民に対して、対面で工事内容の説明や「管理設に変更する記事」や「管に変更することの安全性に関する記事」等を記載した説明資料（市意見書資料3）を投函、郵送した。これは平成26年8月の浸水被害があったことから、管理設工法にすることへの心配の声があったため、管理設にした理由と平成26年8月の雨が降っても安全であることを説明した資料（もみじだより令和5年2月号及び市ホームページから引用したもの）をもって行ったものである。

市意見書資料3：令和5年2月吉日付け箕面市みどりまちづくり部道路整備室長から近隣にお住まいの皆様宛て「市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.1 の工事着手について（お知らせ）」
*本文は甲資料7と同じ

- ・令和5年2月号（令和5年1月27日頃配布開始）の市広報紙「もみじだより」に管理設に変更する記事を掲載するとともに、令和5年1月25日付けで「作業時間」や「通行規制」等を記載した工事PR（市意見書資料4）を自治会長へ行き、1月26日から28日にかけて近隣住民約1,800戸に「管

埋設に変更する記事」や「管に変更することの安全性に関する記事」等を記載した説明資料の個別配布を実施し、工事内容を広く市民にお知らせした。

市意見書資料4：令和5年1月25日付け箕面市長から箕面第五自治会長宛て「市道箕面今宮線道路安全対策工事 No. 1 の工事着手について（お知らせ）」

*本文は市意見書資料3と同じ

- ・その結果、水路の暗渠化についての問い合わせはなく、工事全般に関する問い合わせが2件あったのみであった。
- ・そのため、改めて説明会を開催する予定はなく、引き続き問い合わせがあれば丁寧に対応していく方針とした。

(2) 各請求に対する市の主張

①水路の管理設工法への変更について

- ・請求人は「予算承認されたものと異なる内容に変更する裁量権の逸脱」と主張しているが、「(1) 事実関係の整理①」のとおり、管理設工法に変更しているが、市が策定した「全体整備計画」に基づく歩道整備の目的を達成するものであり、市は予算の裁量権を逸脱はしていない。
- ・請求人は「管理設方式の安全性、信頼性の立証および根拠は一度も示されず」と主張しているが、市は「(1) 事実関係の整理②」の検討結果をもって対応を進めているものであり、市民から根拠資料の開示請求があれば、情報公開も行っている。
- ・請求人は「虚偽及び作為的な情報隠蔽および操作による文書の配布・広報紙への記載をもって市民へは説明済み」と主張しているが、市は「(1) 事実関係の整理③」のとおり、管理設工法については、市は専門のコンサルタントの構造検討について検証し、安全性を確認した上で広く市民に周知を行っているものであり、市は虚偽及び作為的な情報隠蔽等の行為は一切行っていない。
- ・請求人は「工事に関するスケジュール、工事期間中の環境・安全対策等を沿道住民に開示、説明すること無く、強引に、不当に現場工事を始めている」と主張しているが、「(1) 事実関係の整理③」のとおり対応を行っており、強引に、不当に現場工事を始めているものではない。

②管理設工法の安全性について

- ・請求人は「管理設方式の安全性・信頼性が市当局より立証され、第三者等に

より検証されない限り、管理設工事は着工すべきではない」と主張しているが、市は専門のコンサルタントの構造検討について検証し、安全性を確認している。

- ・請求人は「工事を強行すれば、逆に市民が災害の危険性に現状より高い確率で晒されてしまう」と主張しているが、市は専門のコンサルタントの構造検討について検証し、安全性を確認した上で工事を行っている。逆に歩道を整備しないことによって、歩行者の安全性が確保できない。

③管理設工法への工法変更にかかる市民への説明について

- ・請求人は「安全性に疑問を感じた多数の市民からの説明要請を正当な理由なく拒絶」と主張しているが、令和4年12月15日付け（当初、第2弾が令和5年1月6日、第3弾が1月31日）で提出された説明会開催の要請に対し、市は1月26日から28日にかけて近隣住民約1,800戸への説明資料の戸別配布と、令和5年2月号の市広報紙「もみじだより」を通じて情報発信を行っている。

④本件事業 本件道路安全対策工事の中止、公金支出の中止の措置について

- ・以上①から③で述べたとおり、市は明確で合理的な理由をもって市民へ情報提供を行ってその結果に基づいて本件道路安全対策工事を進めており、請求人の主張はいずれも不当なものである。

(3) 事案の概要と経緯に対する市の意見

請求人は、事案の概要と経緯のなかで、令和5年1月26日～27日において『工事着手のお知らせ』と『水路暗渠化方式の変更通知』の（虚偽内容を含む）文書を沿道、近隣へ配布」と記載しているが、当該文書に虚偽内容を含んでいるとの主張は事実無根である。市は市民に虚偽内容と言われる対応は行っていない。

市が把握している事業経過は「箕面今宮線道路安全対策事業経過」のとおりである。 *市の動きと「箕面今宮線の在り方を考える会」の動きを対比

(4) 事案が不当（虚偽、作為的隠蔽等）、不正であり、説明義務放棄についての要旨に対する市の意見

①「水路の暗渠化方式の変更における裁量権の逸脱、濫用、不当な検討による安全性の低下」（第2の2(3)）について

- ・市道箕面今宮線の水路部分については、市道と普通河川が重複しているが、水路部分も含めて市道認定していることから、道路法が適用され、その権限は道路管理者である箕面市長に委ねられているものである。

- ・また、普通河川は「法定外公共物」として取り扱われ、市は「市道箕面今宮線の水路に水が安全に流れるか」を見極めるもので、管理設の検討については専門のコンサルタントに委託して構造検討を実施し、市は安全性を確認している。
- ・請求人は「ポリエチレン管の水路断面積は既存のオヶ原川の開放式水路よりはるかに小さく、雨水の流下能力ははるかに劣っているので、豪雨時のオヶ原川の流下能力の余力が消失してしまい、地域の洪水災害に対する安全性低下のリスクが増大する」と主張しているが、「(1) 事実関係の整理②」の検討結果でも示しているとおおり、洪水災害に対する安全性低下のリスクは増大するものではない。

②「水路暗渠化方式の変更に関する説明に虚偽が有り、安全性、信頼性立証の説明義務違反」(第2の2(4))について

- ・請求人は「(旧) オヶ原川」と表記し、「あたかもオヶ原川がなくなり～(略)～道路付属物の側溝かのように情報操作している」と主張しているが、「(旧) オヶ原川」と表記したのは、単に新たに設置した「バイパス管」と「既存の水路」を区別するために、わかりやすくしたものである。
- ・請求人は「今回の整備で埋設する管は1時間当たり107ミリの雨が降っても溢れない」と何ら根拠を示さず、埋設された管から溢れて周辺の洪水災害は引き起こさないとさせる記述」と主張しているが、市は「(1) 事実関係の整理②」の検討結果をもって対応を進めているものであり、不正、虚偽の説明にはあたらないものである。
- ・請求人は「令和5年3月議会で、反対者および工法変更に関する安全性に関する説明を求める要請があることを隠蔽し、作為的な虚偽の答弁を繰り返し、情報操作を行い、自らの裁量による工事着工の正当性を答弁している。」と主張しているが、市は議員から問われた質問に対して事実を答弁しているもので、不正、虚偽の説明は一切行っていない。
- ・請求人は「納税者の説明義務を果たすことを積極的に否定していると」主張しているが、議会の答弁において「説明会開催の要望については、令和4年12月、令和5年1月に2回、合計3回に分けて提出されている。その要望内容は、管路工法に変更した理由と影響について、説明会の開催を求めるものであったが、市としては、「(1) 事実関係の整理③」のとおり対応を行っており、説明義務を果たしている。
- ・また、「出前説明会の開催要請」については、市は説明する対象が出席者のみに限定される説明会を開催するよりも、より丁寧に個別に訪問して説明する方法を選択しているもので、先の令和5年第1回箕面市議会定例会における

議員からの代表質問や一般質問で答弁したとおり「市は改めて説明会を開催する予定はしていないこと」、「市民からの問い合わせがあれば丁寧に対応していく」と答弁しており、説明会は開催しないが、引き続き丁寧な説明に努めることを伝えた上で、開催をお断りしたものである。

③「水路の暗渠化方式への変更事実の作為的な隠蔽」（第2の2(5)）について

- ・請求人は「管理設方式への変更を作為的に隠ぺい」と主張しているが、市の工事において、何らかの事情により工法等が変更しても、議会の承認や報告の対象とならないが、議員からの問い合わせ等があった場合は、市は正しい内容を説明しているもので、市は作為的に隠蔽している事実は無い。
- ・「公開質問（令和4年12月12日付提出）」の対応については、市民からの公開質問状に対しては、質問の分量や当時の業務量との関係からできるだけ早期に回答に努めているものであり、市は「(1) 事実関係の整理③」に記載している対応を行っていたため、回答に期間を要したものであり、作為的に約5か月遅延させたものではない。

④「議員、市民からの意見、要請を無視する裁量権の濫用、不正な行為」（第2の2(6)）について

- ・議員からの意見、提言、要請、提案については、市としては全て受け止め内容を検討した上で、受け入れるものは受け入れて事務を執行していくもので、現に「如意谷1丁目交差点」については、北西角の土地所有者からの用地協力を得て、歩道整備を行っており、交差点南に設置されていた信号柱の移設して通行支障の緩和を行う等、順次改善を進めている。
- ・令和4年第3回箕面市議会定例会一般質問における議事録を確認したところ、「『説明会等での住民に丁寧な説明を要望する』との議員からの強い要請」に該当する発言は見当たらなかった。
- ・市道箕面今宮線の安全対策については、市は整備可能なところから順次対応を進めており、水路区間以外にも、土地所有者の協力が得られた箇所から順次歩道整備を進めている。
- ・市は意見書や要望書を受け、市としてより多くの市民に周知し、個別に丁寧に説明していく方針を検討した上で対応を行っているもので、市は十分に説明責任を果たした上で工事を進めている。

⑤「河川管理上の施設の運用を作為的に変更し、洪水災害リスクを増加」（第2の2(7)）について

- ・請求人は、「埋設予定の「ポリエチレン管」の低い流下能力に数字上、辻褃が

合うように雨水バイパスの分岐部での運用の変更」と主張しているが、樋門の開度については、平成27年度に実施した流入口の改修工事以降、市道箕面今宮線に流れる水門のゲート開度は6cmとしており、管理設のために樋門の開度を変更することはしていない。

⑥ 「社会資本整備交付金の申請における虚偽」（第2の2(8)）について

- ・請求人は「沿道住民の事業に対する反対の異議がある中、住民の積極的な「まちづくり」への機運、協力態勢があるかの様な虚偽の申請をし、交付を受ける不当な行為と言える。」と主張しているが、社会資本整備総合交付金の交付申請書には、「住民の積極的な「まちづくり」への機運、協力態勢があるかの様な」記載はなく、市が虚偽の申請をしている事実はない。

市意見書資料5：令和04年04月08日付け箕面市長から国土交通大臣宛の「令和04年度社会資本整備総合交付金交付申請書」

4 請求人からの追加資料の提出（その1）

令和5年7月12日に請求人から次のとおり追加資料の提出があった。なお、請求人から提出された追加資料は、「甲追加資料」とし、提出時に請求人が付番したものと同様の番号を付した。

(1) 甲追加資料18：「管理設方式の安全性の低下、洪水災害リスクの増大について」

*2023年7月10日（月）の14:20頃から14:50頃までの30分間に降った短時間豪雨で、箕面今宮線沿いのオヶ原川水路の水位は上がり、ほぼ満水の状態になったことを主張し、写真を添付

5 関係職員からの意見陳述の聴取内容

令和5年7月14日に関係職員から聴取した内容のうち、市意見書の内容との重複を除くと、次のとおりである。なお、監査委員からの質問に対する回答も含まれている。

(1) 7月10日の短時間豪雨によるオヶ原川水路の満水状態（甲追加資料18）について

7月10日の降雨時に、水路に架かっている橋を取り壊す工事を行っており、ガラが水路に残っている状態で水流が増えてきたため、本来であれば普通に流れるところ塞がってしまったので、水位が上がった。

- (2) 箕面市水防整備指針が策定以降の、平成26年豪雨の溢水箇所の状態について
溢水箇所は工事を行っているので、平成26年豪雨と同程度の雨が降っても水があふれることはない。
- (3) 本件管理設工事が始まってからの市民からの問い合わせについて
今のところ本件管理設工事に関する問い合わせはない。

関係職員からの聴取終了後に、(1)に関することを証する次に掲げる資料の提出があった。なお、提出された資料は「市追加資料」とし、番号は当方で付番した（以下同じ）。

- (1) 市追加資料1：本件道路安全対策工事 構造物取壊し工事の写真

6 請求人からの追加資料の提出（その2）

請求人から次のとおり追加資料の提出があった。なお、「甲追加資料21」までは提出時に請求人が付番したものと同様の番号を付し、「甲追加資料22」以降については当方で付した。

- (1) 甲追加資料19：安全対策事業について 暗渠化方式変更について（公開質問その3、照会への回答）（令和5年5月30日付照会への回答）
〔令和5年8月1日 請求人追加提出資料〕
- (2) 甲追加資料20：「箕面市の住民監査請求にかかる意見書への反論」
〔令和5年8月3日 請求人追加提出資料〕
- (3) 甲追加資料21：河川局長通達 河政発第78号 昭和47年9月7日
〔令和5年8月3日 請求人追加提出資料〕
- (4) 甲追加資料22：§3. 歩道詳細設計（区間②～④）
〔令和5年8月4日 請求人追加提出資料〕
*甲資料5を含んでいる
- (5) 甲追加資料23：「大雨・洪水・土砂災害警報に伴う警備状況について（報告）」
（平成26年（2014年）8月25日付け）
〔令和5年8月4日 請求人追加提出資料〕
- (6) 甲追加資料24：平成26年8月豪雨箕面5丁目の映像
〔令和5年8月4日 請求人追加提出資料〕
- (7) 甲追加資料25：「箕面今宮線安全対策事業についての要望」（2023年5月23日付け）
〔令和5年8月4日 請求人追加提出資料〕
- (8) 甲追加資料26：「説明会を行わないとした箕面市としての回答」（令和5年5月

29日付け)

[令和5年8月4日 請求人追加提出資料]

*甲資料13と重複

- (9) 甲追加資料27: 雨水バイパス管から当該工事区域より東側の水路の確認結果
(令和5年8月3日付け)
[令和5年8月4日 請求人追加提出資料]
- (10) 甲追加資料28: 追加 当日直前(請求人作成文書)
[令和5年8月4日 請求人追加提出資料]
- (11) 甲追加資料29: 会議・打ち合わせ結果報告書(報告日: 令和4年11月25日)
[令和5年8月4日 請求人追加提出資料]
- (12) 甲追加資料30: 検査調書(委託)「(仮称)箕面市水防整備指針策定業務委託」
(平成29年3月23日検査完了)
[令和5年8月4日 請求人追加提出資料]

7 請求人2名からの意見陳述の聴取

請求人2名に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき意見陳述の機会を設けることとし、令和5年8月4日に意見陳述が行われ、聴取した。地方自治法第242条第8項の規定に基づく立ち会いについては、当該意見陳述の聴取に当たり、あらかじめみどりまちづくり部道路整備室に対して立ち会いすることができる旨を伝えたところ、立ち会わない旨の連絡があったので、これを認めた。

8 請求人2名からの意見陳述の聴取内容

令和5年8月4日に請求人2名(A氏及びB氏)から聴取した内容は、職員措置請求書の内容(第2の1及び2)との重複を除くと、概ね次のとおりである。

○A氏

[本件管理設工事の不合理性(普通河川に道路法を適用する裁量権逸脱)]

- ・水路部を含んだ市道認定は何が根拠なのか市から提示がないので、市の道路法適用の主張は意味がない。
- ・昭和39年の河川法改正により普通河川は法定外公共物になり、適切な基準で管理することとされた。しかし、適切に管理が行われていないため、河川の機能が損なわれ、地域生活に大きな影響を与える事例が見受けられたので、昭和47年に建設省河川局長から通達が出された。それによると、準用河川制度を新たに整備したので、中小河川についても、各市町村が準用河川制度を活用して管理することとされている。オヶ原川は、下流部分は準用河川だが、稲に至

るまでは普通河川で管理体制が非常にあいまいな状態で、昭和42年7月に豪雨災害が起こり、平成26年にはゲリラ豪雨で氾濫被害が起こっていて非常に問題なので、河川として機能を維持する管理をするべきである。

[不当な検討による安全性の低下①（専門のコンサルタント）]

- ・市意見書資料1の報告書は、蓋掛方式を計画した設計コンサルタントの資料をたたき直しているだけで、安全性に対する検討を行った形跡が一切ない。
- ・市は、甲追加資料30のとおり平成28年9月の雨水流出解析シミュレーション結果をもって本件管理設工事の必要量とし、ポリエチレン管の流下能力の安全性を主張している。しかし、そのシミュレーション結果の検証を市が行った事実はない。計算結果では満たしているが、甲追加資料18にある7月10日の短時間豪雨（46mm/h）では水路の水位が非常に上がっており、最も流量の多い箇所では計算すると2.4 m³/秒となるが、市の計算では最大降雨時（107 mm/h）で2.0 m³/秒となる。したがって、市が行ったデータの信頼性が疑わしく、検証されていないと思われ、安全性は立証されていない。

[不当な検討による安全性の低下②（暗渠化方式への変更の動機）]

- ・問題の発端は、用地買収が不要になるため暗渠化計画を立てたことである。
- ・暗渠化の設計検証を行ったコンサルタントは、流下能力の低下が最も少ない桁式方式を推薦し（甲追加資料22）、市も採用していたが、第4の3(1)①の理由により変更した。本来なら、市は、市民の安全確保、生活環境の悪影響を最小限にすべく様々な施策を考えるべきで、この地域においては過去の浸水被害等を考慮すべきであるのに考慮しなかったということである。
- ・平成26年8月災害の対策工事实施の前提は解放式水路であるから、この前提を変更するなら今までの災害対策を全部見直す必要がある。
- ・管理設方式にするにしても官民の敷地境界線と民有地とのギャップをどうするのか、民地側との話し合いが必要なはずである。

[説明義務違反（議員、市民からの意見、要請に対する不誠実な対応）]

- ・令和4年第3回箕面市議会定例会建設水道常任委員会において、「非常に悩ましい課題であるなというふうに思うんですが、いずれにしても、沿道住民の皆さんのご協力なしには進まない事業でもあるし、皆さんとの胸襟を開いた話し合いを継続していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。」との発言がある。

[まとめ]

- ・本件管理設工事は、適用すべき法律を適用していない違法な行為である。安全性は一切確保されていない。しかも、安全だと言っている計算式そのものの前提となる、必要な流量さえもおかしな数字になっている。現実には、もっと少ない雨量でも同じだけの数量が出ているが、この事実を市はどう説明するのか。

市民を危険な状況に追い込んでいく本件管理設工事をすぐに止めていただくか、原状復帰していただきたい。

[関係職員の陳述に関して]

- ・ 7月10日の短時間豪雨によるオヶ原川水路の満水状態について、関係職員は一過性の問題だと主張したようだが誤解である。開放式水路の断面積よりも半分以下等になる管式にすれば水面は上がり、マンホール、あるいは上流の排水路から水が噴き出すことになる。水路の断面積が小さくなれば流下能力が小さくなり、洪水や雨水氾濫が起こる。

○B氏

- ・ 本件道路安全対策工事に当たり市が依頼したコンサルタントの結果（甲追加資料22）によると、まず交通量などの条件をふまえて構造形式を選定し、次に選定した構造案について、施工性、流下能力及び経済性により比較検討を行った結果、プレキャスト床版を採用することとなった。資料によると、この工法は、流下能力、経済性に優れているとして「◎」になっており、一方、本件管理設工事の高耐圧ポリエチレン管は、流下能力を満足するが、断面がやや小さくなるとして「△」となっている。評価的にポリエチレン管は選ばれることのない案と思われていたが、11月25日付け報告書（甲追加資料29）の記載では、「今回、当該事業に対する賛否の意見があるなかで、事業を円滑に推進するため、民地側の水路護岸を一体化することなく暗渠化が可能な構造形式について検討を実施した」結果、水路の暗渠化の工法変更について了承を得たとなっている。円滑に進めなければならない理由が不明確で、賛否の意見があるのは市が努力していないからで、そのため安全だと言われた工法から安全ではない工法を選択したのは理由になっていない。
- ・ 現況水路の断面が小さくなることを理解しておきながら、話し合いをしたくないからこれにしたというふうに甲追加資料29に書かれている点において、市民への説明の努力義務がなされていない。
- ・ 甲追加資料29のなかの「既設水路暗渠化構造 概略比較検討表」では、プレキャスト床版が掲載されておらず、あたかも高耐圧ポリエチレン管が非常に安全であるかのように表わされているのは、惑わす方法であり、さらに、「経済性、施工性に優れる」と書かれており、誘導的な資料の作成方法ではないか。
- ・ (仮称) 箕面市水防整備指針策定業務委託の検査調書（甲追加資料30）に関しては、流下能力や最大規模雨量などの安全性が確認できない場合は違うところで監視してもらう制度がないと安全だとは言えない。
- ・ 開放式水路があったからこそ平成26年8月災害時は床上浸水をしたが引っ越しを要するほどの被害にはならなかった。この水路があったからこそ守られた

と思う沿道住民の気持ちに寄り添わない市のやり方に納得がいかないし、不安感を払しょくできるほどの対話も行われていない。

- ・委託した会社が納入した結果と金額のみを確認しているだけで、全く安全性が確認できていないのではないかという点で、本件管理設工事は不法ではないか。
- ・水防整備指針は最大降雨量 85 mm/h をもとに作成されているが、それから約 10 年経っており、線状降水帯やスポットゲリラ豪雨などが非常に増えてきている。既往最大降雨量 107 mm/h で安全なのかしつかり説明できない時点で、本件管理設工事は破綻している。説明できない人が安全性を広報しても納得いかないので、もっと市民にわかりやすく安全であることを示して、具体的な検証もしっかりしてから、本件管理設工事を進めていただきたい。
- ・本件道路安全対策工事の西端に流れ込む側溝の状況について計って計算した。
- ・市道箕面今宮線の水路を管式にするのであれば、水防整備指針からやり直して、全部の市の水路についてもう一度検討しないとイケない。

9 市からの追加資料の提出

甲追加資料 22 に関し、その出典を道路整備室に確認したところ、その冒頭部分に当たる次の資料が令和 5 年 8 月 7 日に市から提出された。

- (1) 市追加資料 2 : 「令和 3 年度箕面今宮線道路安全対策事業に伴う設計業務委託（箕面市箕面 3 丁目地先） 第 2 編 設計報告書」の冒頭部分

第 5 監査の結果

1 本件事業と水路の暗渠化の工法変更に至る経緯

市道箕面今宮線約 1.6km の区間（箕面 2 丁目交差点よりひとつ東の信号機のある交差点～白島 2 丁目交差点）については、市において安全対策の検討を進め、令和 3 年度は本件事業で実施設計を行った。

市長は、上記事業区間のうち用地買収を伴わず歩道整備が可能な水路区間（北小学校南側付近の約 230m の区間）において、路線バスも含めた車両が安全にすれ違える幅員の確保や、車椅子利用者や歩行者の安全確保を目的に、令和 4 年度及び令和 5 年度の 2 箇年で、水路を西側から順次暗渠化して歩道整備を行うこととし、その工事費 66,165 千円の予算を含めた令和 4 年度箕面市一般会計予算の議案を市議会に提出した。当該予算は、令和 4 年第 1 回箕面市議会定例会において上程され、建設水道常任委員会において異議なく原案どおり可決すべきものと決し、令和 4 年 3 月 28 日の本会議において可決成立した。

令和 4 年度に入り、市は当該事業に関し次の説明等を行った。

- ・ 7月19日及び20日：令和4年度及び令和5年度の工事区間沿道の戸建て住宅25件を対象に訪問説明（対面説明できなかった6件は資料の投函）
- ・ 広報紙もみじだより8月号に当該事業の説明を掲載
- ・ 8月31日（水）及び9月4日（日）：事業説明会を開催
- ・ 広報紙もみじだより11月号に当該事業の説明を掲載
- ・ 12月1日から8日：令和4年度工事区間の13件を訪問し、在宅の場合は対面で説明を行い、不在の場合は説明資料を投函。

〔市意見書資料2〕

- ・ 1月26日から28日：令和4年度、令和5年度施工区間の水路沿道住民の方29件の住民に対して対面で工事内容の説明や、「管理設に変更する記事」や「管に変更することの安全性に関する記事」等を記載した説明資料を投函、郵送

〔市意見書資料3〕

- ・ 広報紙もみじだより2月号に当該事業の説明（水路整備方法変更）を掲載

令和4年12月28日、市は株式会社大金建設と本件道路安全対策工事の建設工事請負契約を締結した。請負代金額は49,863,000円、工期は令和4年12月28日から令和5年3月31日までである。その後、令和5年3月29日に工事請負変更契約書が締結され、工期が令和5年10月31日までに変更された。

2 本件管理設工事の中止等を求めることについての判断

本件住民監査請求は、本件管理設工事の中止を求め、及び本件管理設工事に係る費用の支出の中止を求めるとの2つである。このうち、本件管理設工事の中止を求めるとについては、令和5年7月18日に着工され、8月21日の段階で既に埋設が概ね終了している。したがって、以後は、本件管理設工事の中止、すなわち現状復旧と公金支出の中止を求めるとについて判断していくこととする。

3 対象となる財務会計行為

本件管理設工事は、本件道路安全対策工事、すなわち令和4年12月28日に締結された「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1」の建設工事請負契約により行われる工事の一環であることは、争いのないところである。この費用は本件道路安全対策工事の請負代金額49,863,000円に含まれていて不可分なので、本件道路安全対策工事の請負代金額の支出が対象となる。

4 本件管理設工事の必要性の有無

本件管理設工事が本件道路安全対策工事の一環として行われているものであるから、まず、本件道路安全対策工事の必要性について検討することになるが、既に

別件の住民監査請求の監査結果（令和5年6月15日付けR05箕監第68～71号「箕面市住民監査請求に係る監査の結果について」。市ホームページに掲載。）において必要性を認めているので割愛する。

次に、本件道路安全対策工事において、水路にふたをかけて歩道を整備する方式から管理設方式に変更した必要性について検討する。

工法を変更した理由として、市は次の2点を挙げているものと認められる。

①賛否の意見がある中で事業を円滑に推進するため、民地側の水路護岸と下部工の一体化に対する承諾を得ることなく暗渠化を進められること。

②交通規制や工事期間がより短い期間で済み、工事費も安価となること。

市道箕面今宮線の安全対策を目的とした工事であるから、歩行者等の安全確保のため早期に歩道等を整備する必要があるため、そのため、工法を検討して変更したことは合理性があり、必要性はあったものと認められる。

5 本件管理設工事の違法・不当の有無

請求人は、本件管理設工事の中止を求めること、本件管理設工事に係る費用の不当な支出の中止を求めることの2点に関連し、違法・不当である旨を様々に主張しているため、その点を判断するものとし、その観点で各主張について判断する。

(1) 予算承認されたものと異なる内容に変更する裁量権の逸脱について

請求人は、予算承認されたものと異なる内容に変更することが裁量権の逸脱であると主張している。議会において予算は款・項の区分で議決され、本市においては事業別予算が組まれている。議決された予算の執行に当たっては、各費目の範囲内で財政ルールに則って行われるものであり、そのもとでの多少の変更は許容されている。本件管理設工事の工法変更は、議会の議決が必要となる予算の増額などが伴わないものであり、本件事業の枠内で行われるものであるから、市長の裁量の範囲内である。

(2) 河川法を適用せずに普通河川を管理する裁量権の逸脱について

請求人は、本件管理設工事区間の「オヶ原川」は普通河川であるが、普通河川であっても、維持管理及び設備等に適用する基準類は河川法（昭和39年法律第167号）、その関連基準に基づくべきであると主張している。しかし、河川法が適用されるのは一級河川及び二級河川並びに準用河川であって、それらと異なる普通河川は河川法の適用対象外となる。また、普通河川は里道や水路とともに「法定外公共物」として条例に基づいて管理されるものである。本市においては「箕面市法定外公共物の管理に関する条例」が制定されており、当該条例に定めのない事項については規則で定めることになり、さらに当該規則に定めのない事項に

については市長が定めることになる。市長は、本件管理設工事区間の「オヶ原川」を含む水路部分を市道に認定していることから道路法の規定を用いて管理することとしているものであり、管理方法に違法・不当な点は見受けられない。

(3) 管理設方式に係る安全性について

請求人は、管理設方式により使用するポリエチレン管の水路断面積が既存のオヶ原川の開放式水路より2分の1程度と小さく、雨水の流下能力ははるかに劣っているため、豪雨時のオヶ原川の流下能力の余力（余裕）が消失してしまい、地域の洪水災害に対する安全性低下のリスクが増大し、また、市が安全だという流量の計算は検証されておらず、安全性・信頼性の説明義務違反であると主張している。

これを検討するに当たり、まずは箕面市水防整備指針について言及する。

市では、近年多発している局地的な集中豪雨や市街化の進展に伴う雨水流量の増加による浸水被害を未然に防止するとともに、市民への情報提供と防災意識の向上を促進するため、平成28年度に「箕面市水防整備指針」を策定した。当該指針では、既往最大降雨が107 mm/hとされている。当該指針を策定するに当たり、市（担当：総務部水防・土砂災害対策推進室）は事業者指針策定業務を委託し、平成29年3月に業務が完了した（甲追加資料30）。本業務では市全域を対象に雨水流出解析シミュレーションが行われ、これを細分化すると、基礎調査、現地調査、実測調査、流量モニタリング、排水区のモデル化、キャリブレーション、シミュレーションとなる。浸水被害実績として平成26年8月24日に如意谷において60分最大85 mmの降雨のあったことが踏まえられている。シミュレーションには財団法人下水道新技術推進機構の「流出解析モデル利活用マニュアル」に記載されている「Info Works」が用いられている。なお、Info Worksは、一般に市販され使用実績も多いソフトウェアである。箕面市水防整備指針の策定については、違法・不当な点は見受けられない。

次に本件事業に伴う構造検討（市意見書資料1）について言及する。

本件事業の実施に当たり、市は専門のコンサルタントに委託して構造検討を実施したが、その際、前掲の業務結果を利用し、箕面市水防整備指針の既往最大降雨107 mm/hに耐えることが可能かを検討し、その結果、可能であるとの結論を得た。当該コンサルタントが作成したものが甲資料5であり、それをもとに作成されたのが市意見書資料1であり、既往最大降雨107 mm/hの流量シミュレーション結果は同じである。雨水流出量シミュレーションに基づく必要流量をもとにマンニング式で計算したところ、通水断面の直径は900 mm（場所によっては800 mm）で足りることになる。専門的な知見に基づきこの結果を覆しうるような証拠は認められず、本件事業に伴う構造検討に違法・不当な点は見受けられない。

以上のとおり、現在の技術力からすると本件管理設工事に安全性が認められる。

(4) 水路暗渠化方式の変更に係る説明虚偽・作為的隠蔽による説明義務違反について

請求人が指摘する市の説明虚偽や作為的隠蔽については、監査を通じて認められなかった。

市は、箕面市水防整備指針における対象降雨が既往最大降雨の 107 mm/h であり、本件管理設工事区間の雨水流出解析を行った結果、管径を 900 mm と 800 mm にしたことを市議会において説明し（甲資料 10）、公開質問に対しても回答しており（甲資料 14）、説明義務違反は認められない。

(5) 7月10日の短時間豪雨によるオヶ原川水路の状況を踏まえた管理設方式に係る安全性について

ガラが水路に残存していた特殊事情が認められるため、前掲(3)の雨水流出量シミュレーションに誤りがあったと認める証拠にはならない。

(6) 議員、市民からの意見、要請を無視する裁量権の濫用・不正な行為について

議会における議員からの意見・要望や説明会開催要請などの市民からの意見・要請については、内容等により受入の可否を検討するなど市に広範な裁量権が認められている。監査を行った限りにおいて、裁量権の逸脱・濫用や不正は認められない。

(7) 河川管理上の施設運用の作為的変更しに伴う洪水災害リスクの増加について

雨水バイパス分岐部において本件管理設工事部分に流れる樋門の開度の変更は認められず、洪水災害リスクが増加するとは認められない。

(8) 社会資本整備交付金の申請における虚偽について

国に対する交付申請については、虚偽であったかどうかを判断するまでもなく、本件管理設工事の支出が不当であることの理由にはならない。

(9) 条例上の説明義務違反について

箕面市まちづくり理念条例及び箕面市市民参加条例の協働の規定は、努力義務にとどまるものであり、説明義務違反とは認められない。

8 結論

以上のとおり、本件管理設工事には一定の必要性が認められ、裁量権を逸脱・濫

用した違法な点はなく、不当とは言えない。したがって、本件住民監査請求については、理由がないと判断して棄却する。

以上